

# 平成30年三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会

### 医療保健子ども福祉病院分科会

#### 説明資料

	頁
<b>【 所管事項説明 】</b>	
1 私債権の放棄について	1
2 債権処理計画（平成29年度実績・平成30年度目標）について	
・平成29年度 債権処理計画（実績・総括票）	2
・平成29年度 債権処理計画（実績・個票）	3
・平成30年度 債権処理計画（目標・総括票）	4
・平成30年度 債権処理計画（目標・個票）	5
・未収金対策について	6
3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に 基づく報告について	7
<b>【 議案補充説明 】</b>	
1 認定第4号 平成29年度三重県病院事業決算 「決算審査意見に対する考え方について」	12

平成30年10月9日  
病院事業庁

## 【所管事項説明】

### 1 私債権の放棄について

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」第14条第2項の規定に基づき、平成29年度末までに消滅時効の期間が経過し、債務者が時効の援用をしていない債権のうち、10件、129万4,266円について、債務者が生活保護を受給していることから、強制執行をすることによって、その債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあると認められるため、債権を放棄しました。

#### 放棄の事由等

私債権の種類	放棄の事由	件数	債権額
県立病院使用料等	条例第14条第2項第2号 (強制執行により債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがある)	10件	1,294,266円

※うち1件は、条例第14条第2項第3号にも該当。

《参考：三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（抜粋）》

（私債権の放棄）

第十四条 （第1項 略）

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- 二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

## 2 債権処理計画（平成29年度実績・平成30年度目標）について

様式(実績2)

平成29年度 債権処理計画(実績・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 平成29年度実績

債権の性格	種別	A 平成28年度 実績	B 当初 (平成28年度末)	C 平成29年度 目 標 (29年度発生分を除く。)			D 実績(平成29年度末) (29年度発生分を除く。)				E 29年度発生分期 末残高	F 平成29年度末 B-D+E	主な債権	
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額		
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数		
3-1 強制徴収 公債権	回収対象	0円 0件		0円 0件	回収率		0円 0件	回収率						
	整理対象	0円 0件		0円 0件	整理率		0円 0件	整理率						
	計	0円 0件	0円 0件	0円 0件	処理率		0円 0件	処理率			0円 0件	0円 0件		
3-2 非強制徴収 公債権	回収対象	0円 0件		0円 0件	回収率		0円 0件	回収率						
	整理対象	0円 0件		0円 0件	整理率		0円 0件	整理率						
	計	0円 0件	0円 0件	0円 0件	処理率		0円 0件	処理率			0円 0件	0円 0件		
3-3 私債権	回収対象	4,600,540円 27件		5,277,035円 35件	回収率	114.7	7,707,749円 63件	回収率	167.5	146.1				
	整理対象	737,240円 4件		2,675,545円 15件	整理率	362.9	1,506,866円 11件	整理率	204.4	56.3				
	計	5,337,780円 31件	76,829,798円 532件	7,952,580円 50件	処理率	10.4	9,214,615円 74件	処理率	12.0	172.6	115.9	8,556,410円 43件	76,171,593円 501件	県立病院使用料等
合計	回収対象	4,600,540円 27件		5,277,035円 35件	回収率	114.7	7,707,749円 63件	回収率	167.5	146.1				
	整理対象	737,240円 4件		2,675,545円 15件	整理率	362.9	1,506,866円 11件	整理率	204.4	56.3				
	計	5,337,780円 31件	76,829,798円 532件	7,952,580円 50件	処理率	10.4	9,214,615円 74件	処理率	12.0	172.6	115.9	8,556,410円 43件	76,171,593円 501件	

様式(実績1)

平成29年度 債権処理計画(実績・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取組方針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。
8 取組成果	債務者に対して、書面、電話、面談等により督促等を行い早期の納付を促すとともに、支払督促、強制執行及び弁護士への回収業務委託を実施しました。 そうした結果、平成29年度中において770万8千円の債権を回収することができました。

滞納債権の現状

9 平成29年度実績

債権の性格	種別	A 平成28年度実績	B 当初(平成28年度末)	C 平成29年度目標(29年度発生分を除く。)			D 実績(平成29年度末)(29年度発生分を除く。)				E 29年度発生分期未残高	F 平成29年度末 B-D+E		
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額		
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数		
私債権	回収対象	4,600,540 円		5,277,035 円	回収率	114.7	7,707,749 円	回収率	167.5	146.1				
		27 件		35 件	回収率	129.6	63 件	回収率	233.3	180.0				
	整理対象	737,240 円		2,675,545 円	整理率	362.9	1,506,866 円	整理率	204.4	56.3				
		4 件		15 件	整理率	375.0	11 件	整理率	275.0	73.3				
	計	5,337,780 円	76,829,798 円	7,952,580 円	処理率	10.4	149.0	9,214,615 円	処理率	12.0	172.6	115.9	8,556,410 円	76,171,593 円
		31 件	532 件	50 件	処理率	9.4	161.3	74 件	処理率	13.9	238.7	148.0	43 件	501 件

様式(目標2)

平成30年度 債権処理計画(目標・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 平成30年度目標

債権の性格	種別	A 平成29年度末		B 平成30年度 目標 (30年度発生分を除く。)			C 平成30年度当初に存在する債権にかかる平成29年度処理額 (29年度発生分を除く。)		主な債権
		未済額		処理額		回収率・整理率		処理額	
		未済件数	未済額	処理件数	処理額	全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数	
3-1 強制徴収 公債権	回収		0 円	0 円	0 円			0 円	
			0 件	0 件	0 件			0 件	
	整理		0 円	0 円	0 円			0 円	
			0 件	0 件	0 件			0 件	
	計		0 円	0 円	0 円			0 円	
			0 件	0 件	0 件			0 件	
3-2 非強制徴収 公債権	回収		0 円	0 円	0 円			0 円	
			0 件	0 件	0 件			0 件	
	整理		0 円	0 円	0 円			0 円	
			0 件	0 件	0 件			0 件	
	計		0 円	0 円	0 円			0 円	
			0 件	0 件	0 件			0 件	
3-3 私債権	回収		5,828,399 円	5,828,399 円	26 件	7.7	75.6	7,707,749 円	県立病院使用料等
					26 件			63 件	
	整理		1,409,420 円	1,409,420 円	7 件		41.3	1,506,866 円	
					7 件		93.5	11 件	
	計		76,171,593 円	7,237,819 円		9.5	78.5	9,214,615 円	
			501 件	33 件		6.6	44.6	74 件	
合計	回収		5,828,399 円	5,828,399 円	26 件		75.6	7,707,749 円	
					26 件			63 件	
	整理		1,409,420 円	1,409,420 円	7 件		41.3	1,506,866 円	
					7 件		93.5	11 件	
	計		76,171,593 円	7,237,819 円		9.5	78.5	9,214,615 円	
			501 件	33 件		6.6	44.6	74 件	

※ 前年度に完済した債権は、現年度の債権処理計画(目標)を作成しないことから、C欄に含まれません。  
完済した債権を含む前年度の債権処理実績は、別冊「債権処理計画(実績)」でまとめています。

様式(目標1)

平成30年度 債権処理計画(目標・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取 組 方 針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。
-----------------------	-----------------------------

滞納債権の現状

8 平成30年度目標

債権の性格	種別	A 平成29年度末	B 平成30年度 目 標 (30年度発生分を除く。)			C 平成30年度当初に存在する債権にかかる平成29年度処理額 (29年度発生分を除く。)	備考
		未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	
		未済件数	処理件数	全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数	
8-3  私債権	回収	/	5,828,399 円	回収率	7.7	75.6	7,707,749 円
		/	26 件	回収率		41.3	63 件
	整理	/	1,409,420 円	整理率		93.5	1,506,866 円
		/	7 件	整理率		63.6	11 件
	計	/	76,171,593 円	処理率	9.5	78.5	9,214,615 円
		/	501 件	処理率	6.6	44.6	74 件

## 【所管事項説明】

### 未収金対策について

過年度医業未収金の縮減に向けて、発生防止と回収の両面からの対策を推進します。

#### 1 発生防止対策

未収の恐れがあるケースを早期に察知し、発生回避に取り組むとともに、未収になった場合でも、年度内に回収できるよう早期の段階から回収対策を実施することで、過年度医業未収金とならないよう取り組みます。

##### (1) 早期相談の促進

入院時には、入院費用の説明書に加えて高額療養費制度に関する説明書等を併せて渡し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。

##### (2) 公費負担制度等の説明と申請のサポートの実施

診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、障害年金受給等の公費負担制度や成年後見制度の説明を行い、申請のサポートを実施します。

##### (3) 院内各部署における連携・情報共有化

病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報共有を徹底しながら、早期の面談や働きかけを行います。

##### (4) 年度内回収に向けての対応

上記の対応で支払いがない場合は、債務者に対する督促や弁護士法人への委託等を実施し、早期の回収に努めます。

#### 2 回収対策

債務者に対して丁寧な支払相談を実施してもなお支払いがない場合は、下記のような対策を行います。

##### (1) 連帯保証人を含めた督促の実施

債務者からの支払いがない場合は、連帯保証人等に対しても文書や電話等による督促を継続的に行います。

##### (2) 法的措置の実施

督促に応じず、理由なく支払わない場合は、裁判所が債権者に代わって債務者へ請求を行う制度（支払督促）の活用や、給与の差押等の強制執行を行います。

##### (3) 弁護士法人への回収業務委託

上記の対応で支払いがない場合は、弁護士法人へ回収業務を委託しています。

##### (4) 分割納付による対応

債務者に対して支払相談を丁寧に実施しながらも、債務者の生活状況等により一括納付が困難な場合は、分割納付での支払いを求めます。

#### 【過年度医業未収金の状況】

(単位：千円、件)

	平成28年度	平成29年度	H29-H28
前年度 期末残高 A	78,013	76,830	△1,183
当年度 発生額 B	4,155	8,556	4,401
当年度 減少額 C	5,338	9,215	3,877
回収	4,601	7,708	3,107
不納欠損等	737	1,507	770
当年度 期末残高 A+B-C	76,830	76,172	△658
当年度 期末件数	532	501	△31

※千円未満四捨五入のため、合計額や差額が合わない場合があります。

## 3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第2-2号様式(条例第6条第1項関係)

## 交付決定実績調書(5億円以上)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
2 (1)	政策的医療交付金	公益社団法人 地域医療振興協会 東京都千代田 区平河町二丁 目6番3号	512,141	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	(目的・理由) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	(政策)命を守る (施策)地域医療提供体制の確保 (目標)県立病院患者満足度	志摩地域の中核病院である志摩病院を指定管理者が、安定的・継続的に運営するためには、必要となる経費に対し、交付金を交付することが適当である。	県立病院課	



交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (1)	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	三重県立志摩病院(以下、「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会(以下、「協会」という。)が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	484,183	516,680	人件費等の精査による増額	県立病院課	

補助金等の交付実績

(部局名: 病院事業庁) (単位: 千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	志摩病院運営事業費	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会	516,680	三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	県立病院課	
2	同上	経営基盤強化交付金	同上	134,285	同上	同上	
3	同上	特例措置交付金	同上	11,402	県立志摩病院に移行する職員に対する給与の特例措置に関する覚書	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名: 病院事業庁) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
29-1	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	484,183	516,680	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策医療の実施を担保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 政策的医療の実施等に係る費用として、県が病院運営を行う場合に適用している一般会計から地方公営企業会計への繰出金の算定基準に基づき交付しているものであり、適当である。</p>	県立病院課	

補助金等評価結果調書

(部局名: 病院事業庁) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
30-1	経営基盤強化交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	—	134,285	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 指定管理者の経営基盤の強化を図ることにより、県立病院としての安定した医療の提供を確保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 指定管理者による病院運営において生じた経常損失の相当額を交付するものであり、適当である。</p>	県立病院課	

1 認定第4号 平成29年度三重県病院事業決算  
「決算審査意見に対する考え方について」

項目 (1)	平成29年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の 運営について	意見書 2頁
意見	<p>平成29年度病院事業会計の経常損益及び純損益は、いずれも約3,012万円の黒字となっているが、28年度決算に比べ約8,166万円減少している。</p> <p>これにより、当年度未処理欠損金（累積欠損金）は、前年度に比べわずかながら改善したものの、依然として、約92億円と多額であることから、引き続き、経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～平成32年度）」（平成30年3月一部改定）に基づき、各年度における成果目標等の進行管理を行っているが、目標未達成の項目が多くあるので、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、引き続き、計画の着実な推進を図られたい。</p>	

1 経営の健全化について

平成16年度から導入された医師の新臨床研修制度による地域の医師不足に伴う各病院の診療体制の縮小や、診療報酬の改定などによる影響を受けて経営状況が悪化したことから、多額の累積欠損金が発生しています。

こうした中で、現在の医療の方向性として、入院診療から関係機関等の連携による地域での包括的な支援へと転換が進められています。そのため、各病院で入院患者数の確保が課題となっていますが、一志病院においては多職種連携の取組等により平成28年度を上回る入院患者数を確保することができました。一方、こころの医療センターにおいては、救急患者の受入対応等により患者確保に努めたものの、早期退院の促進や地域生活支援の充実に取り組む中で、入院患者数等が平成28年度に比べ減少したことから、平成29年度病院事業会計の経常収支及び総収支は平成28年度決算に比べ減少しました。

今後も引き続き、関係機関との連携による患者確保や、一層の費用削減に取り組む、経営の健全化に努めてまいります。

2 中期経営計画の着実な推進について

「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～平成32年度）」（平成30年3月一部改定）に掲げた取組については、毎月、各病院との会議を通じて、取組状況や目標値に対する達成状況を適宜把握するとともに、随時、具体的な取組の検討・協議を行っているところです。

引き続き、目標未達成の項目については、原因分析を行うとともに具体的な取組の検討・協議を行うなど、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、計画の着実な推進に努めてまいります。

<p>項目 (1) ーア</p>	<p>平成 29 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（こころの医療センター）</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>経常損益、純損益とも約 7,456 万円の赤字となり、前年度に比べいずれも約 1 億 25 万円悪化している。これは、入院及び外来収益の減少により医業収益が減少したことなどによるものであり、経常損益が赤字となったのは、平成 16 年度以来のことである。</p> <p>このため、平成 29 年 3 月に運用を開始したデイケアステーションの適切な運用等による外来患者の確保、診療報酬改定への的確な対応や適切な病床運用による診療単価の向上等により医業収益の増加に努めるとともに、経費や材料費等の医業費用の見直しを行うなど、経営の健全化に取り組まれない。</p> <p>また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担いながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>	

### 1 経営の健全化について

経営改善に向け、平成 30 年 4 月に院長をトップに多職種の職員で構成する経営改善プロジェクトを設置しました。当プロジェクトでは、経営コンサルタントの支援を受け、地域連携の強化による患者の確保や病床管理の適正化による診療単価の向上、経費削減などの取組を行うに当たっての課題を明らかにし、それらの解決策を検討、実施していきます。

また、国の精神科医療政策の動向や患者ニーズ、更に県立病院としての役割を見据え、将来の病棟機能のあり方や人材確保・育成など中長期的な取組についても検討していくこととしています。

今後も引き続き、経営改善プロジェクトでの検討を進め、経営の健全化に努めてまいります。

### 2 多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供について

県内の精神科医療における中核病院として、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や認知症治療、アルコール依存症治療、精神科早期介入などの専門的医療を提供するとともに、研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるなど、県内の精神科医療人材の育成にも取り組んでいます。

また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という方向性の中で、入院診療においては、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら、適切な治療を進め、早期の退院を図っています。外来診療においては、患者の生活能力の向上を図るとともに、在宅での生活において継続して治療が行えるよう、デイケアプログラムや訪問看護の充実など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しています。

今後も引き続き、これらの取組を推進し、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めてまいります。

<p>項目 (1) ーイ</p>	<p>平成 29 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（一志病院）</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>経常損益、純損益とも約 9,134 万円の黒字となっており、前年度に比べいずれも約 305 万円増加している。これは、入院収益の増加に加え、津市からの受託料が増加したことなどによるものである。</p> <p>引き続き、入院・外来患者や健康診断等受診者の確保等を通じて収益の増加を図るなど、健全経営に努められたい。</p> <p>また、過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、幅広い臨床能力を有する総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践や津市が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援するなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p>	

### 1 経営の健全化について

医療・介護・予防等の多職種による連携会議等の開催など、地域の診療所、消防機関及び福祉施設との連携等により、入院患者及び外来患者の確保に取り組むとともに、住民向けの健康教室、出前講座等を通じて予防医療に対する意識の向上を図りながら、住民健診、人間ドック及びがん検診の受診者数確保にも積極的に取り組み、収益の増加につながるよう努めています。

今後も、入院・外来患者や健康診断等受診者の確保等を通じて収益の増加を図り、一層の経営健全化を進めてまいります。

### 2 地域に最適な医療サービスの安定的な提供について

高齢化が進み、医療資源が十分でない津市白山・美杉地域においては、幅広い臨床能力を有する総合診療医による診療並びにプライマリ・ケアの実践が重要となっています。

このことから、三重大学と密接に連携を図りながら積極的に研修医や医学生を受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、三重県プライマリ・ケアセンターと連携し、プライマリ・ケア エキスパートナース研修会の開催を支援するなど、人材育成に取り組んでいるところです。

また、津市が主体として取り組む地域包括ケアシステムの構築において、一志病院は、医療・介護・予防等の多職種による連携会議等の開催や、訪問診療・訪問看護等を実施するなどの支援を行っています。

今後も、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材の育成に積極的に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践や津市が行う地域包括ケアシステムの構築に対する支援などによる、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努めてまいります。

<p>項目 (1) 一ウ</p>	<p>平成 29 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（志摩病院）</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>志摩病院では、平成 24 年度に指定管理者制度を導入して以降、県と指定管理者の基本協定（平成 24 年度～33 年度）に基づき、稼働病床の段階的増床や内科系における 24 時間 365 日の救急受入体制などが実現し、30 年 4 月からは産婦人科に常勤医師が配置されたところである。</p> <p>しかしながら、常勤医師数が目標人数を大きく下回っており、外科系における救急受入体制の回復や一部診療科における常勤医師の配置などが進んでいない。</p> <p>このような状況を踏まえ、指定管理者と十分な連携を図り、常勤医師の確保やさらなる救急受入体制の拡充など診療機能の充実強化に取り組むとともに、回復期機能も有する地域の中核病院としての役割を果たすよう努められたい。</p>	

### 1 診療機能の充実について

志摩病院の診療機能については、指定管理者制度導入後、常勤医師の確保に努め、入院診療体制や救急医療体制などの段階的な回復を図っています。

回復期機能を担う地域包括ケア病棟を適切に運用するとともに、平成 30 年 4 月からは、退院した患者等が介護認定を受けた後も継続してリハビリテーションを受けられるよう、通所リハビリテーションを開始するなど、地域の多様なニーズに的確に対応しているところです。

また、平成 29 年 10 月には、地域医療支援病院の承認を受け、地域の医療機関との紹介・逆紹介の推進や医療機器等の共同利用など、地域医療の確保、質の向上に必要な支援等を実施しています。

こうした中、産婦人科については、平成 22 年 4 月以降、非常勤医師による外来診療となっていましたが、平成 30 年 4 月に常勤医師（1 名）が配置され、診療機能の充実が図られたところです。

しかしながら、全国的な医師不足等の影響もあり、常勤医師の配置が進んでいない診療科もあることから、指定管理者が運営する他病院からの支援や複数の非常勤医師により、各診療科の機能確保に努めているところです。

今後も引き続き、指定管理者に医師配置の充実を要請していくとともに、病院事業庁としても、三重大学への派遣要請を行うなど、指定管理者と十分な連携を図り、地域の中核病院としての役割を果たせるよう、診療機能の充実強化に取り組んでまいります。



項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 7頁
意見	<p>平成 29 年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、前年度に比べ約 66 万円減少し、約 7,617 万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、裁判所を通じての支払督促や弁護士法人への回収委託等を行い、平成 29 年度に約 771 万円を回収しているところであるが、引き続き、回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成 29 年度においては、新たに約 856 万円の未収金が発生しており、前年度に比べ約 440 万円増加している。引き続き、早期の回収に努めるとともに、病院内の関係者が連携して相談や支援にあたるなど、未収金の発生防止に一層取り組まれたい。</p>	

### 1 未収金の回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めています。

今後も、各病院からの債務者への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、効果的で必要な対策を推進してまいります。

なお、発生防止及び発生後の回収対策の主な取組は、次のとおりです。

#### (1) 発生防止対策

- ①入院時の説明の際に、入院費用の説明書に加えて高額療養費制度に関する説明書等を併せて渡し、診療費用の支払に関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行うよう努めています。

#### (2) 回収対策

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者については、裁判所が債権者に代わって債務者へ請求を行う制度（支払督促）の活用や、給与の差押などの強制執行を行っています。
- ③県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人へ回収業務を委託しています。